**○総務省令第一号**
**文部科学省令第一号**

内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び第四項、第四十六条の三第一項並びに第五十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人宇宙航空研究開発機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十五日

総務大臣　樽床　伸二
文部科学大臣　田中眞紀子

**独立行政法人宇宙航空研究開発機構に関する省令の一部を改正する省令**

独立行政法人宇宙航空研究開発機構に関する省令（平成十七年総務省令第一号・文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令

第一条の二から第七条までを削り、第八条を第二条とし、第九条を第三条とする。

第九条の二中「人工衛星等開発等業務」を「機構法第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）並びにこれらに関連する同項第五号から第七号までに掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。以下「人工衛星等開発等業務」という。）」に改め、同条を第四条とし、第九条の三を第五条とし、第九条の四を第六条とし、第九条の五を第七条とし、第九条の六を第八条とし、第九条の七を第九条とし、第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。